

## 成年後見人名簿登録者更新基準

公益社団法人 大阪社会福祉士会  
相談センターぱあとなあ運営委員長

相談センターぱあとなあでは、成年後見人養成研修の受講、成年後見人の名簿登録により家庭裁判所から推薦事案を受任する流れとなっている。

また、名簿更新に際しては所定の研修受講を義務づけ、一定の更新基準を設定し、その基準をクリアすることで更新できるなどの仕組みにより名簿登録者の後見活動の質の担保を図っていく。

さらに、名簿登録者が研修などに参加することにより、支援班班長や名簿登録者などとの相互の「顔の見える関係を作る」ことで後見活動が継続できるよう支持的に関わることで、名簿登録者の孤立化を防ぐことにもつなげる。

### 1. 成年後見人名簿登録者更新基準

名簿登録者更新は以下の4点の要件を満たすことができれば更新できる。ただし、要件を満たすことができない場合は、推薦名簿から削除し、新規案件の推薦は行わないこととする。

#### 1) 定期報告書の提出など

- ①毎年2月のぱあとなあ報告書を期限内に提出すること
- ②家庭裁判所への概ね年1回の報告がなされていること

#### 2) 適切な後見活動の実施

- ①原則、月1回の定期面会を実施すること
- ②被後見人等、被後見人等親族、関係者等から苦情がないこと

#### 3) 会費などの納付

本会会費・名簿登録手数料および損害賠償保険料を納入していること

#### 4) 研修の受講

年度内に所定研修（①必須研修②選択研修）を合わせて2回以上受講、社会福祉士及び後見人等としての心得やスキルを高めること

なお、各研修内容等については別に定める。

- ①必須研修 対象となる研修を必ず受講すること
- ②選択研修（継続研修・事例検討会）

・別に定める継続研修（事例検討会含）の中から必ず1回以上受講すること

## 2. 成年後見人名簿再登録に必要な事項

名簿登録者更新基準を満たすことができず、推薦名簿が登録されなかった場合、次の要件を満たした場合は、翌年度の名簿に登載することができる。

### 1) 定期報告書の提出など

- ①未提出分の報告書について提出がなされたこと
- ②名簿未登録期間の報告書について期限内の提出がなされたこと

### 2) 適切な後見活動の実施

- 月1回の定期面会を実施が確認されたこと
- その後、すべて受任している被後見人等、被後見人等親族、関係者等から苦情がないこと

### 3) 会費などの納付

- ①未納の本国会費・名簿登録手数料および損害賠償保険料を納入されたこと
- ②名簿未登録期間の本国会費及び成年後見人名簿登録手数料が期限内で納付されたこと

### 4) 研修の受講

- ①名簿未登録期間に、選択研修を2回以上受講したこと
- ②3年度以内に必須研修未受講の場合には必須研修を受講したこと

## 3. その他

### 1) 名簿登録者の研修について

名簿登録者の研修は以下のとおりとし、年度初めに予めスケジュールを提示することとする。

- ①必須研修
  - ・新任者 『倫理の研修（名簿登録者研修内の受講も可）』  
「ばあとなあ活動とばあとなあ報告書作成」
  - ・現任者 『倫理の研修（最近の苦情紹介含）』  
『ばあとなあが指定した研修』例「**本人死亡後の事務処理について**」
- ②選択研修
  - ・名簿登録者継続研修（新任者および現任者対象）  
開催時期：2ヶ月に1回
  - ・事例検討会（新任者および現任者対象）  
開催時期：2ヶ月に1回：偶数月第3木曜日19時から21時

### 2) 研修履歴の管理について

研修履歴は個人カードを発行し、研修等出席時に押印などによって確認を行う方法とする。

令和2年3月1日策定